

大阪広域水道企業団告示第3号

大阪広域水道企業団放置自動車の適正な処理に関する規程（平成26年大阪広域水道企業団管理規程第2号。以下「規程」という。）第7条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の所有地等に放置された自動車について廃棄物として認定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年3月12日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

- 1 廃棄物に認定した旨及びその根拠
所有者の所在が不明であり、撤去通告書を貼付した平成25年5月1日の翌日から起算して6月以上を経過してもなお放置状態にあることから、規程第7条第1項第4号の規定により廃棄物として認定する。
- 2 撤去通告書の貼付日
平成25年5月1日
- 3 放置されている場所
八尾市緑ヶ丘4丁目5番2ほか
- 4 車名、塗色、種別、自動車登録番号又は車両番号、車台番号のうち判明しているもの
車名：三菱 パジェロミニ
塗色：緑及び銀
種別：軽自動車
自動車登録番号：なにわ580こ5565
車台番号：H56A-0050684
- 5 公示の日以後の取扱い
公示した日の翌日から起算して7日を経過した日以降に、企業団において自動車を処分する。
- 6 問い合わせ先
〒577-0803 東大阪市下小阪四丁目1番27号
(TEL (06) 6725-0081)
大阪広域水道企業団事業管理部東部水道事業所企画業務課